

割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正案 新旧対照条文  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">改正経緯</p> <p>平成24年10月17日 制定・施行                      平成25年3月29日改正 同年4月1日 施行  <u>平成26年6月4日改正・施行</u></p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 信用購入あっせん業者に対する監督</p> <p>II-1 (略)</p> <p>II-2 監督に係る考え方と評価項目</p> <p>II-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等</p> <p><u>II-2-1-1 基本的体制整備、社内教育等</u></p> <p><u>II-2-1-2 反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p>II-2-2 (略)</p> <p>第3章 信用購入あっせん業者に対する検査</p> <p>III-1～3 (略)</p> <p>III-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当た                      った検査項目</p> <p>III-4-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制</p> <p>III-4-1-1 (略)</p> <p>III-4-1-2 内部管理体制の整備</p> <p>III-4-1-2-1 (略)</p> <p><u>III-4-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p>III-4-1-2-3 <u>法令等遵守に係る実施状況</u></p> <p>III-4-1-2-4 <u>社内教育</u></p> <p>III-4-2 (略)</p> <p>III-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当た                      った検査項目</p> <p>III-5-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等</p> <p>III-5-1-1 (略)</p> <p>III-5-1-2 内部管理体制の整備</p> <p>III-5-1-2-1 基本的体制整備</p> <p><u>III-5-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止</u></p>	<p style="text-align: center;">改正経緯</p> <p>平成24年10月17日 制定・施行                      平成25年3月29日改正 同年4月1日 施行                      （新規）</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 信用購入あっせん業者に対する監督</p> <p>II-1 (略)</p> <p>II-2 監督に係る考え方と評価項目</p> <p>II-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等                      （新規）</p> <p>（新規）</p> <p>II-2-2 (略)</p> <p>第3章 信用購入あっせん業者に対する検査</p> <p>III-1～3 (略)</p> <p>III-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当た                      った検査項目</p> <p>III-4-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制</p> <p>III-4-1-1 (略)</p> <p>III-4-1-2 内部管理体制の整備</p> <p>III-4-1-2-1 (略)                      （新規）</p> <p>III-4-1-2-2 <u>法令遵守に係る実施状況</u></p> <p>III-4-1-2-3 <u>社内教育</u></p> <p>III-4-2 (略)</p> <p>III-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当た                      った検査項目</p> <p>III-5-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等</p> <p>III-5-1-1 (略)</p> <p>III-5-1-2 内部管理体制の整備</p> <p>III-5-1-2-1 基本的体制整備                      （新規）</p>

Ⅲ-5-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況

Ⅲ-5-1-2-4 社内教育

Ⅲ-5-2 (略)

(参考) (略)

第1章 (略)

第2章 信用購入あっせん業者に対する監督

Ⅱ-1 (略)

Ⅱ-2 監督に係る考え方と評価項目  
(略)

Ⅱ-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

Ⅱ-2-1-1 基本的体制整備、社内教育等  
(略)

(1) 法令等に定める各種行為規制の履行が確保される内容の社内規則等（具体的な業務の執行方法等を定めたマニュアル等を含む。以下同じ。）を定めていること。また、社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、必要性がある場合には見直しを行っていること。また、実効性の観点から、社内規則等に法令等遵守に関して違反があった場合の制裁等が定められていること。

(2)～(4) (略)

Ⅱ-2-1-2 反社会的勢力による被害の防止  
(削る)

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。

信用購入あっせん業者として公共の信頼や社会的信用を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、信用購入あっせん業者においては、以下の点に留意し、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備に

Ⅲ-5-1-2-2 法令遵守に係る実施状況

Ⅲ-5-1-2-3 社内教育

Ⅲ-5-2 (略)

(参考) (略)

第1章 (略)

第2章 信用購入あっせん業者に対する監督

Ⅱ-1 (略)

Ⅱ-2 監督に係る考え方と評価項目  
(略)

Ⅱ-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

(新規)

(略)

(1) 法令等に定める各種行為規制の履行が確保される内容の社内規則等（具体的な業務の執行方法等を定めたマニュアル等を含む。以下同じ。）を定めていること。また、社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、必要性がある場合には見直しを行っていること。また、実効性の観点から、社内規則等に法令遵守に関して違反があった場合の制裁等が定められていること。

(2)～(4) (略)

(新規)

(5) 反社会的勢力による被害の防止に努めていること。(◇)

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。

信用購入あっせん業者として公共の信頼や社会的信用を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、信用購入あっせん業者においては、下記の政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向け

取り組む必要がある。

(1) 経営陣が、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、信用購入あっせん業者に対する公共の信頼や社会的信用を維持し、信用購入あっせん業者の業務の適切性及び健全性を確保するために不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「政府指針」という。)の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言していること。さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための社内規則等及び体制を整備するとともに、定期的又は必要に応じてその有効性を確認するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けていること。

(2) 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を統括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が構築され、機能していること。特に、一元的な管理体制の構築に当たっては、以下の点に十分留意していること。

① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報(自社が行った過去の審査等において判明した、反社会的勢力に該当しない旨の情報を含む。)を積極的に収集・分析するとともに一元的に管理する体制となっていること。また、利用者若しくは購入者等又は加盟店若しくは委託先等の審査を行う際に、当該収集した情報と暴力追放運動推進センターや業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報をあわせて活用する体制となっていること。さらに、信用購入あっせん業者がグループを構成する1社である場合には、グループ内で反社会的勢力に関する情報の共有に努める体制となっていること。

② 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力により不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体

た体制整備に取り組む必要がある。

(新規)

(新規)

制となっていること。また、反社会的勢力  
対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経  
営陣に報告し、経営陣の適切な指示・関与  
のもと対応を行う体制となっていること。  
さらに、反社会的勢力対応部署において実  
際に反社会的勢力に対応する担当者の安全  
を確保し担当部署を支援する体制となっ  
ていること。

③反社会的勢力対応部署において対応マニ  
ユアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴  
力追放運動推進センター・弁護士等の外部  
専門機関との平素からの緊密な連携体制の  
構築を行うとともに、反社会的勢力との取  
引の解消を図る際には、上記機関と緊密に  
連携するほか、株式会社整理回収機構のサ  
ービサー機能を活用する体制を整備するな  
ど、反社会的勢力との関係を遮断するた  
めの取組の実効性を確保する体制となっ  
ていること。特に、平素から警察とのパイ  
プを強化し、組織的な連絡体制と問題発  
生時の協力体制を構築することにより、脅  
迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要す  
る場合には直ちに警察に通報する体制と  
なっていること。

(3) 反社会的勢力とは一切の関係をもたないよ  
う、相手方が反社会的勢力であるかどう  
かについて、常に、通常必要と思われる注  
意を払うとともに、反社会的勢力である  
ことを知らずに関係を有してしまった場  
合には、相手方が反社会的勢力である  
との疑いが生じた時点で必要な調査等  
を行い、反社会的勢力であると判明した  
時点で可能な限り速やかに関係を解消  
できるよう、以下の点に留意した取組  
を行うとしていること。

(新規)

①反社会的勢力との取引を未然に防止す  
るため、反社会的勢力に関する情報等  
を活用した適切な事前審査を実施し、  
契約書や取引約款への暴力団排除条  
項の導入を徹底するとともに、利用  
者若しくは購入者等又は加盟店若し  
しくは委託先等が反社会的勢力に該  
当しないか、定期的又は必要に応じて  
確認すること。

②反社会的勢力との関係遮断を徹底す  
る観点から、既存の債権や契約の適  
切な事後検証を行うこと。

③事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意し、可能な限り速やかに関係を解消すること。

④いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には与信や不適切・異例な取引を行わないこと。

(4) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応していること。また、その際の対応は、以下の点に留意したものであること。

①反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

②反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

③反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査すること。

(参考) (略)

II-2-2 (略)

II-3 監督の手法

II-3-1 情報収集

II-3-1-1・2 (略)

II-3-1-3 検査

監督を実施するに当たって、検査は主要な手段の一つであり、立入検査（定期検査、機動検査）によるオンラインの取組により信用購入あ

(新規)

(参考) (略)

II-2-2 (略)

II-3 監督の手法

II-3-1 情報収集

II-3-1-1・2 (略)

II-3-1-3 検査

監督を実施するに当たって、検査は主要な手段の一つであり、立入検査（定期検査、機動検査）によるオンラインの取組により信用購入あっせん

っせん業者の法令等遵守状況等を検証した上で、問題点の把握を行うものとする。なお、検査の詳細については第3章に記述する。

## II-3-2 監督上の措置

### II-3-2-1 行政処分

#### II-3-2-1-1 (略)

#### II-3-2-1-2 行政処分の基準

- (1) (略)
- (2) 当該行為の背景となった経営管理体制及び業務運営体制の適切性
  - ① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。
  - ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
  - ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か。また適切に機能しているか。
  - ④ 職員の法令等遵守に関する認識は十分か。また、社内教育が十分なされているか。

#### (3) (略)

#### II-3-2-1-3～6 (略)

### II-3-2-2 (略)

## 第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

### III-1～3 (略)

#### III-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

##### III-4-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

###### III-4-1-1 (略)

###### III-4-1-2 内部管理体制の整備

###### III-4-1-2-1 基本的体制整備

- (1) 法令等を遵守した業務を行っているかどうかを監督する部署（以下「内部管理部門」という。）を設置し、責任者を明確に定めているか。（審査基準（別紙1）2.（1.（1）①））

###### (2)・(3) (略)

- (4) 加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反行為を行うような販売業者等であることを知り得た場合には、利益追求に偏重せず、加盟店契約の解除も含

業者の法令遵守状況等を検証した上で、問題点の把握を行うものとする。なお、検査の詳細については第3章に記述する。

## II-3-2 監督上の措置

### II-3-2-1 行政処分

#### II-3-2-1-1 (略)

#### II-3-2-1-2 行政処分の基準

- (1) (略)
- (2) 当該行為の背景となった経営管理体制及び業務運営体制の適切性
  - ① 代表取締役や取締役会の法令遵守に関する認識や取組は十分か。
  - ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
  - ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か。また適切に機能しているか。
  - ④ 職員の法令遵守に関する認識は十分か。また、社内教育が十分なされているか。

#### (3) (略)

#### II-3-2-1-3～6 (略)

### II-3-2-2 (略)

## 第3章 信用購入あっせん業者に対する検査

### III-1～3 (略)

#### III-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

##### III-4-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等

###### III-4-1-1 (略)

###### III-4-1-2 内部管理体制の整備

###### III-4-1-2-1 基本的体制整備

- (1) 法令等を遵守した業務を行っているかどうかを監督する部署（以下「内部管理部門」という。）の設置及び責任者を明確に定めているか。（審査基準（別紙1）2.（1.（1）①））

###### (2)・(3) (略)

###### (新規)

めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)④))

(5) 法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑥))

(6) 社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑦))

(削る)

(削る)

### Ⅲ-4-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための社内規則等を定め、当該社内規則等を適切に実施する体制となっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑤))

(2) 経営陣が、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、信用購入あっせん業者に対する公共の信頼や社会的信用を維持し、信用購入あっせん業者の業務の適切性及び健全性を確保するために不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための社内規則等及び体制を整備するとともに、定期的又は必要に応じてその有効性を確認するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(1))

(3) 反社会的勢力対応部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一

(新規)

(4) 社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)④))

(5) 加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反行為を行うような販売業者等であることを知り得た場合には、利益追求に偏重せず、加盟店契約の解除も含めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑤))

(6) 法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑦))

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

元的な管理体制が構築され、機能しているか。特に、一元的な管理体制の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

①反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報（自社が行った過去の審査等において判明した、反社会的勢力に該当しない旨の情報を含む。）を積極的に収集・分析するとともに一元的に管理する体制となっていること。また、利用者若しくは購入者等又は加盟店若しくは委託先等の審査を行う際に、当該収集した情報と暴力追放運動推進センターや業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報をあわせて活用する体制となっていること。さらに、信用購入あっせん業者がグループを構成する1社である場合には、グループ内で反社会的勢力に関する情報の共有に努める体制となっていること。

②反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力により不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっていること。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に報告し、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行う体制となっていること。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっていること。

③反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うとともに、反社会的勢力との取引の解消を図る際には、上記機関と緊密に連携するほか、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する体制を整備するなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっていること。特に、平素から警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構



築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっていること。

(本基本方針Ⅱ-2-1-2 (2))

(4) 反社会的勢力とは一切の関係をもたないよう、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で必要な調査等を行い、反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うとしているか。

(新規)

①反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施し、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するとともに、利用者若しくは購入者等又は加盟店若しくは委託先等が反社会的勢力に該当しないか、定期的又は必要に応じて確認すること。

②反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うこと。

③事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意し、可能な限り速やかに関係を解消すること。

④いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には与信や不適切・異例な取引を行わないこと。

(本基本方針Ⅱ-2-1-2 (3))

(5) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応しているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものであるか。

(新規)

①反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、積極的に警察・暴力追放運動推

進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

②反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

③反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査すること。

(本基本方針Ⅱ-2-1-2 (4))

### Ⅲ-4-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況

(略)

#### Ⅲ-4-1-2-4 社内教育

- (1) 法令等の遵守に関する研修の定期的な受講等を役職員に周知する方法を定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑧))なお、研修計画を策定しているか、及び研修内容について必要に応じて関連する部署への周知等の情報共有を行っているかも確認する。
- (2) 認定割賦販売協会会員については、割賦法及び自主規制規則の遵守を確保するため、認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させることとなっているか。また、認定割賦販売協会非会員については、上記事項と同等の内容となっていることを確認することとなっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑨))

Ⅲ-4-2 (略)

### Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目

#### Ⅲ-5-1 基本事項、法令等遵守(コンプライ

### Ⅲ-4-1-2-2 法令遵守に係る実施状況

(略)

#### Ⅲ-4-1-2-3 社内教育

- (1) 法令等の遵守に関する研修の定期的な受講等を役職員に周知する方法を定めているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑥))なお、研修計画を策定しているか、及び研修内容について必要に応じて関連する部署への周知等の情報共有を行っているかも確認する。
- (2) 認定割賦販売協会会員については、割賦法及び自主規制規則の遵守を確保するため、認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させることとなっているか。また、認定割賦販売協会非会員については、上記事項と同等の内容となっていることを確認することとなっているか。(審査基準(別紙1)2.(1.(1)⑧))

Ⅲ-4-2 (略)

### Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査に当たつての検査項目

#### Ⅲ-5-1 基本事項、法令等遵守(コンプライ

アンス) 体制等

Ⅲ-5-1-1 (略)

Ⅲ-5-1-2 内部管理体制の整備

Ⅲ-5-1-2-1 基本的体制整備

(1) 内部管理部門を設置し、責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙1))

1. (1) ①)

(2)・(3) (略)

(4) 加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反行為を行うような販売業者等であることを知り得た場合には、利益追求に偏重せず、加盟店契約の解除も含めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めているか。(審査基準(別紙1) 1. (1) ④)

(5) 法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めているか。(審査基準(別紙1) 1. (1) ⑥)

(6) 社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしているか。(審査基準(別紙1) 1. (1) ⑦)

(削る)

(削る)

Ⅲ-5-1-2-2 反社会的勢力による被害の防止

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための社内規則等を定め、当該社内規則等を適切に実施する体制となっているか。(審査基準(別紙1) 2. (1. (1) ⑤))

(2) 経営陣が、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、信用購入あっせん業者に対する公共の信頼や社会的信用を維持し、信用購入あっせん業者の業務の適切性及び健全性を確保するために不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて決定

アンス) 体制等

Ⅲ-5-1-1 (略)

Ⅲ-5-1-2 内部管理体制の整備

Ⅲ-5-1-2-1 基本的体制整備

(1) 内部管理部門の設置及び責任者を明確に定めているか。(審査基準(別紙1))

1. (1) ①)

(2)・(3) (略)

(新規)

(新規)

(4) 社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしているか。(審査基準(別紙1) 1. (1) ④)

(5) 加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反行為を行うような販売業者等であることを知り得た場合には、利益追求に偏重せず、加盟店契約の解除も含めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めているか。(審査基準(別紙1) 1. (1) ⑤)

(6) 法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めているか。(審査基準(別紙1) 1. (1) ⑦)

(新規)

(新規)

(新規)

した基本方針を社内外に宣言しているか。さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための社内規則等及び体制を整備するとともに、定期的又は必要に応じてその有効性を確認するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。(本基本方針Ⅱ-2-1-2(1))

(3) 反社会的勢力対応部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が構築され、機能しているか。特に、一元的な管理体制の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

(新規)

①反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報(自社が行った過去の審査等において判明した、反社会的勢力に該当しない旨の情報を含む。)を積極的に収集・分析するとともに一元的に管理する体制となっていること。また、利用者若しくは購入者等又は加盟店若しくは委託先等の審査を行う際に、当該収集した情報と暴力追放運動推進センターや業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報をあわせて活用する体制となっていること。さらに、信用購入あっせん業者がグループを構成する1社である場合には、グループ内で反社会的勢力に関する情報の共有に努める体制となっていること。

②反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力により不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっていること。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に報告し、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行う体制となっていること。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっていること。

③反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察

・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うとともに、反社会的勢力との取引の解消を図る際には、上記機関と緊密に連携するほか、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する体制を整備するなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっていること。特に、平素から警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっていること。

(本基本方針Ⅱ-2-1-2(2))

(4) 反社会的勢力とは一切の関係をもたないよう、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で必要な調査等を行い、反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うとしているか。

(新規)

①反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施し、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するとともに、利用者若しくは購入者等又は加盟店若しくは委託先等が反社会的勢力に該当しないか、定期的又は必要に応じて確認すること。

②反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うこと。

③事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意し、可能な限り速やかに関係を解消すること。

④いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には与信や不適切・異例な取引を行わないこと。

(本基本方針Ⅱ-2-1-2(3))

(5) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応しているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。

①反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

②反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

③反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査すること。

(本基本方針Ⅱ-2-1-2(4))

Ⅲ-5-1-2-3 法令等遵守に係る実施状況

(略)

Ⅲ-5-1-2-4 社内教育

(1) 法令等の遵守に関する研修の定期的な受講等を役職員に周知する方法を定めているか。(審査基準(別紙1)1.(1))

⑧) なお、研修計画を策定しているか、及び研修内容について必要に応じて関連する部署への周知等の情報共有を行っているかについても確認する。

(2) 認定割賦販売協会会員については、割賦法及び自主規制規則の遵守を確保するため、認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員を

(新規)

Ⅲ-5-1-2-2 法令遵守に係る実施状況

(略)

Ⅲ-5-1-2-3 社内教育

(1) 法令等の遵守に関する研修の定期的な受講等を役職員に周知する方法を定めているか。(審査基準(別紙1)1.(1))

⑥) なお、研修計画を策定しているか、及び研修内容について必要に応じて関連する部署への周知等の情報共有を行っているかについても確認する。

(2) 認定割賦販売協会会員については、割賦法及び自主規制規則の遵守を確保するため、認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員を

定期的に参加させることとなっているか。また、認定割賦販売協会非会員については、上記事項と同等の内容となっていることを確認することとなっているか。(審査基準(別紙1) 1.(1) ⑨)

Ⅲ-5-2 (略)

(参考) (略)

定期的に参加させることとなっているか。また、認定割賦販売協会非会員については、上記事項と同等の内容となっていることを確認することとなっているか。(審査基準(別紙1) 1.(1) ⑧)

Ⅲ-5-2 (略)

(参考) (略)